

老振発0602第1号  
平成26年6月2日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長  
(公印省略)

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

平成24年4月から「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）等の改正により福祉用具貸与、特定福祉用具販売等のサービスを提供するに当たって、個別サービス計画（福祉用具貸与計画等）の作成が指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者に対して義務付けられたところである。

今般、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第250号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための福祉用具専門相談員指定講習の内容に福祉用具貸与計画等の作成に関する科目を加える等の改正を行い、平成27年4月1日より適用されることとなった。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。

については、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図るとともに、福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定に関する運用について遺漏のないようにされたい。

なお、平成27年4月1日より前に開始された講習の取扱いについては、従前の例によることができる。